

第11次大津市交通安全計画の概要

計画の位置づけ、振返り

1. 位置づけ : 交通安全対策基本法第26条に規定する「市交通安全計画」
2. 計画期間 : 令和3年度から令和7年度までの5年間
3. 第10次計画の振返り
 - (1) 目標と達成状況
 - ①年間死者数 目標 5人以下 → 令和2年 9人
 - ②年間死傷者数 目標1,300人以下 → 令和2年886人
 - (2) 交通事故の特徴
 - ・高齢者の死亡事故が多い → 過去5年で35.4% (全国: 55.3%)
※高齢者の人口構成率は約26.4%
 - ・歩行中・自転車乗用中の死亡事故が多い → 過去5年で45.8% (全国: 49.1%)
 - ・交差点での事故が多い → 過去5年で50.5% (全国: 54.6%)
 - ・業務上や通勤時の事故件数の割合の増加 → 平成28年22.8% → 令和2年31.3%

○計画策定のポイント

- ①交通安全条例の施策の実施
- ②事故の特徴や情報収集・分析結果を踏まえた効果的・重点的な対策へ

大津市交通安全条例の概要

基本理念

- ・市民等の生命、身体 の保護
- ・交通安全要配慮者の安全
- ・市、市民等との相互連携・協力

1. 目的

- 一市、市民等、事業者等の責務や役割の明確化
- 一市の施策の基本を定め交通安全施策を総合的、かつ計画的に推進
- 一交通事故のない安全で安心な地域社会の実現

2. 基本的な施策

- ①道路交通環境の整備等
- ②広報及び啓発
- ③子どもの事故の防止
- ④高齢者の事故の防止
- ⑤自転車による事故の防止
- ⑥交通安全施策の充実に係る情報収集等
- ⑦交通安全の確保に関わる人材の育成等
- ⑧交通事故被害者等に対する支援

3. 推進体制

- 一交通安全対策会議

4. その他

- ⑨安全点検期間
 - ⑩表彰
- 一財政上の措置

- ③時代のニーズに応える新たな施策の推進

- ④国、県との連携・協力の強化と協調した施策の推進

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

基本理念

「交通事故のない大津を目指して」

交通事故は、被害者やその遺族のみならず、加害者の人生にも重大な影響を与え、社会的、経済的にも大きな損失をもたらすことから、
①人優先の交通安全思想を基本とする
②究極的には交通事故のない社会を実現する

悲惨な死亡事故をなくすため、
年間死者数は指標とせず、常にゼロを目指す

指標の設定

※ () は県計画の目標

指標：年間重傷者数 **60人以下** (290人以下)

- 指標設定について
 - ・令和3年実績の滋賀県324人に対し、大津市が71人であったことを踏まえ、その比率より算定
- 滋賀県に対する大津市の割合
 - ・人口 : 24.3% → 70.5人
 - ・交通事故件数 : 23.0% → 66.7人
 - ・交通事故傷者数 : 22.7% → 65.9人

第10次計画の「年間死傷者数」から変更

対策を進める重点事項

滋賀県と協調していく事項

1. 高齢者・子どもの安全確保
2. 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
3. 生活に密着した身近な道路・交差点の安全確保
4. 先端技術の活用推進
5. 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進
6. 地域が一体となった交通安全対策の推進

本市独自に加えていく事項

1. 道路の見通しの確保
2. 交通事故情報の活用と発信
3. 自転車の安全利用
4. 歩きスマホの禁止

主な施策の柱と取組み

●:本市独自

施策① 道路交通環境の整備

- 身近な生活道路等の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・通学路交通安全プログラムの実施
 - 安全点検期間の推進
 - バリアフリー基本構想の推進
 - 見通しの確保等の推進 → 指針の策定等
 - カーブミラー設置の促進
 - ・安全な道路環境維持 (占用の適正化)

■幹線道路における交通安全対策

- 交通事故情報に基づく道路改良

■交通安全施設等の整備推進

■高齢者等の移動手段の確保・充実

- ・高齢者の運転免許証自主返納への対応

■歩行者空間の面的整備とバリアフリー化

■自転車利用環境の総合的整備

■公共交通機関や安全な自転車の利用促進

■災害に備えた道路交通環境の整備

■総合的な駐車対策の推進

■交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ・道路の使用・占用の適正化、不法占用物件の排除

施策② 交通安全思想の普及徹底

■段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 交通安全カンガル教室
- 啓発・教育資料の整備
- 交通ボランティアや保護者を対象とした教育・啓発
- 子どもの自転車乗り方教室
- 交通安全協会等の活動支援

■効果的な交通安全教育の推進

- 啓発・教育資料の貸出

■交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ・交通安全運動 (全国、県)、近江路交通マナーアップ運動
- ・ゆりかもめ運動
 - (再掲) 子どもの自転車乗り方教室
 - 幼児同乗自転車の普及の促進
 - 自転車用ヘルメット着用の促進
 - 歩きスマホ禁止の啓発
 - 自動車のペダル踏み間違いによる事故対策の推進
 - 生活安全ポータルサイトの開設
 - ・ながらスマホの禁止の啓発
 - ・出前講座や地域団体と連携した交通安全思想の広報啓発
 - 地域、職域への啓発用品の貸出・支給
 - 表彰制度の創設

■交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

施策③ 安全運転の確保

■運転者教育等の充実

- ・運転免許証自主返納の促進

■交通労働災害の防止等

施策⑤ 道路交通秩序の維持

- ・交通指導・取締りと事故多発路線等における街頭活動の強化
- 警察との連携協定に基づく効果的な取組み

施策⑦ 被害者支援の充実と推進

■交通事故被害者支援の充実

- ・被害者向け情報提供・相談窓口
- おうみ犯罪被害者支援センターとの連携協定に基づく取組み
- ・自転車損害賠償保険等への加入徹底

施策④ 車両の安全性の確保

- ・安全運転サポート車の普及の促進
- 自動車の後付け安全運転支援装置の普及の促進
- 幼児同乗自転車の普及の促進

施策⑥ 救助・救急活動の充実

- ・救助体制の整備・拡充
- ・応急手当の普及啓発 等

施策⑧ 情報収集および調査研究

- ・安全運転や効率的な道路の維持管理に資する技術の調査研究
- 交通事故情報の活用
- 生活安全マップ
- 生活安全ポータルサイト